

# 入札説明書

令和5年3月1日に公告した下記契約に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

この入札説明書は、業務用自動車賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うに当たり、関係法令及び本件に関する入札の公告等の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

## 1 入札に付する事項

### (1) 件名

業務用自動車の賃貸借契約（長期継続契約）

### (2) 使用の本拠地又は保管場所

沖縄県那覇市泉崎1-2-2（沖縄県庁）

### (3) 契約期間

令和5年5月1日から令和10年4月30日（60ヶ月）

### (4) 入札執行の日時及び場所

日時 令和5年4月19日（水）午後3時

場所 沖縄県企業局第3会議室（県庁舎12階）

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 沖縄県内に本社、支店又は営業所等を有すること。

(2) 車両の賃貸に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。

## 3 契約条項

別紙 「契約書（案）」のとおりに

## 4 入札説明会は実施しない

## 5 入札保証に関する事項

別紙 「入札保証金説明書」による

## 6 入札書の記載

(1) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札金額は、賃貸借料の総額を記載すること。（消費税を含まない）

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名及び代表者の押印をすること。

ウ 代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。又、代理人は委任状を持参すること。

## 7 入札の無効

次の入札は、いずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

## 8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で予定価格の制限の範囲内で、入札した事業者のうち最も低い価格で入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は4回（1回目の入札を含む）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

## 9 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、同規則第101条第2項の各号のいずれかに該当すると認められる場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

## 10 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

## 11 長期継続契約に関する事項

この入札に係る契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該

契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

## 1 2 その他

- (1) 入札参加資格申請に係る一切の費用は、申請者の負担とする。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の沖縄県企業局の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 入札に代理人が参加する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- (4) この入札に参加する者は、入札公告及び契約条項等を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。但し、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) この入札に関する問い合わせは、沖縄県企業局 建設課 業務班  
(〒 900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号 098-866-2814) に行う事。